

令和8年7月8日

自由民主党座間市議団
内藤 幸男

市議会議員のためのハラスメント研修所感

本研修では、議員として求められるハラスメント防止の基本的な考え方と、議員という立場だからこそ陥りやすいリスクについて学びました。

まず、ハラスメントとは「本人の意図にかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威、不利益を与える行為」であり、重要なのは「自分に悪気があったか」ではなく、「相手がどのように受け止めたか」という視点であることを改めて認識しました。また、優越的な立場や継続・反復した言動が問題を深刻化させる要因となることについても理解を深めました。

研修では、法律上定められているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに加え、カスタマーハラスメントやモラルハラスメント、SNS 上でのハラスメントなど、近年多様化するハラスメントについても学びました。特に、「業務上必要な指導であっても、その伝え方や方法が不適切であればハラスメントになり得ること」、そして「最も危険なのは無意識のハラスメントである」という講師の言葉が強く印象に残りました。

また、議員は選挙で選ばれた立場であり、日常的に注意や指導を受ける上司が存在しないことから、自覚のないままハラスメントを行ってしまう構造的なリスクがあることも学びました。市民の代表という立場を権威と捉えてしまうことや、要望と圧力の境界が曖昧になりやすいこと、閉鎖的な環境での言動が外部から見えにくいことなど、議員特有の課題について理解を深めることができました。

具体例として、市民に対しては相談者への威圧的な対応や SNS での晒し行為、職員に対しては長時間の叱責や不要な呼び出し、過剰な資料要求、人事への圧力、私的な用務の指示などがハラスメントに該当する可能性があることが紹介されました。また、議員は発信力のある立場であるため、一つひとつの発言や SNS での投稿が大きな影響力を持つことを十分自覚する必要があることも学びました。

さらに、令和7年12月時点で全国157自治体・172件の議員ハラスメント防止条例が制定されており、条例の整備は市民や職員を守るだけでなく、議会の自律性・自浄性を高め、信頼される議会づくりにつながることもについても理解を深めました。

座間市議会では、令和7年12月に議長から議会運営委員会へ「前議長の不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究について」が諮問され、事実関係の整理や再発防止策、政治倫理およびハラスメント対策に関する規範の策定に向けた調査・研究が進められています。そのような中で受講した今回の研修は、議員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と高い倫理観を身に付ける重要性を改めて認識する、大変意義深い機会となりました。

今後は、今回の研修で得た知識を議員活動に生かすとともに、議会全体で政治倫理

意識の向上とハラスメント防止に取り組み、市民の皆様から信頼される議会の実現に向けて努めてまいります。

令和 8 年 7 月 8 日

座間市議会議長
松橋 淳郎 殿

委員会名
又は会派名 自由民主党座間市議団

氏 名 内藤 幸男

市議会議員のためのハラスメント研修所感

本研修では、議員として求められるハラスメント防止の基本的な考え方と、議員という立場だからこそ陥りやすいリスクについて学びました。

まず、ハラスメントとは「本人の意図にかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威、不利益を与える行為」であり、重要なのは「自分に悪気があったか」ではなく、「相手がどのように受け止めたか」という視点であることを改めて認識しました。また、優越的な立場や継続・反復した言動が問題を深刻化させる要因となることについても理解を深めました。

研修では、法律上定められているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに加え、カスタマーハラスメントやモラルハラスメント、SNS 上でのハラスメントなど、近年多様化するハラスメントについても学びました。特に、「業務上必要な指導であっても、その伝え方や方法が不適切であればハラスメントになり得ること」、そして「最も危険なのは無意識のハラスメントである」という講師の言葉が強く印象に残りました。

また、議員は選挙で選ばれた立場であり、日常的に注意や指導を受ける上司が存在しないことから、自覚のないままハラスメントを行ってしまう構造的なリスクがあることも学びました。市民の代表という立場を権威と捉えてしまうことや、要望と圧力の境界が曖昧になりやすいこと、閉鎖的な環境での言動が外部から見えにくいことなど、議員特有の課題について理解を深めることができました。

具体例として、市民に対しては相談者への威圧的な対応や SNS での晒し行為、職員に対しては長時間の叱責や不要な呼び出し、過剰な資料要求、人事への圧力、私的な用務の指示などがハラスメントに該当する可能性があることが紹介されました。また、議員は発信力のある立場であるため、一つひとつの発言や SNS での投稿が大きな影響力を持つことを十分自覚する必要があることも学びました。

さらに、令和 7 年 12 月時点で全国 157 自治体・172 件の議員ハラスメント防止条例が制定されており、条例の整備は市民や職員を守るだけでなく、議会の自律性・自浄性を高め、信頼される議会づくりにつながることもについても理解を深めました。

座間市議会では、令和 7 年 12 月に議長から議会運営委員会へ「前議長の不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究について」が諮問され、事実関係の整理や再発防止策、政治倫理およびハラスメント対策に関する規範の策定に向けた調査・研究が進められています。そのような中で受講した今回の研修は、議員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と高い倫理観を身に付ける重要性を改めて認識する、大変意義深い機会となりました。

今後は、今回の研修で得た知識を議員活動に生かすとともに、議会全体で政治倫理意識の向上とハラスメント防止に取り組み、市民の皆様から信頼される議会の実現に向けて努めてまいります。

